

申請受付中です!

子育て世帯負担軽減給付金 -1世帯あたり3万円-



子育てのページ



たかやまっこ

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140

市では、県とともに新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で原油価格などの高騰に直面する子育て世帯を支援するため、市内在住の0～18歳の子どもの養育者に「1世帯あたり3万円の一時金を支給しています。」

※子ども一人あたりではありません。

対象

次のいずれかの該当者。ただし、この給付金を未受給で、所得が多い方の養育者の所得が児童手当(※本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合に限りません。

①令和4年10月31日時点で高校生等(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)のみの養育者

②令和4年10月31日時点で平成19年4月1日生まれまでの子どもを養育する公務員

③令和4年11月1日～令和5年3月31日に生まれた第1子の養育者

※本則給付とは、児童手当法の所得基準額未満の方の給付のことをいいます。

◆令和4年11月分の児童手当(本則給付)を市から受けている方は支給済みです。

支給額 3万円

①②県給付分1万5千円に市給付分1万5千円を上乗せ、③市独自3万円を給付)

申込み

申請書子育て支援課(本庁1階)・支所地域振興課の窓口・郵送。申請書は、窓口で配布または市HP(QR)からダウンロードできます。



申込期限

①②は、1月31日(火)(当日消印有効)。③は、4月17日(月)まで

期限までに申込みがない場合は、給付金を受けられなくなりますのでご注意ください。

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140



低所得の子育て世帯への 子育て世帯生活支援特別給付金

児童一人当たり一律5万円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に、特別給付金を支給します(すでに今年度の給付金の受給者は除く)

申込み 2月28日(火)までに申請書

を窓口・郵送

問合せ 子育て支援課

☎ 35-3140

就学資金などのための貸付金制度

―県母子父子寡婦福祉資金貸付金―

母子・父子家庭および寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的とした貸付金制度です。

対象 児童扶養手当の受給者または同等の所得水準にある方

※一定の条件を満たした方に無利子または低利で資金を貸し付けます。

貸付金の種類

修学資金、修業資金、就学支度資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、就職支度資金、技能習得資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金

申込み 事前に窓口

問合せ 子ども発達支援センター

☎ 35-3179